



県章

滋賀県公報

令和7年（2025年）
3月3日
号外（1）
月曜 日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 公 告

令和7年度前期技能検定実施公告（労働雇用政策課）	1
令和7年度技能検定（随時実施する2級、随時実施する3級および基礎級）実施公告（労働雇用政策課）	3

公 告

令和7年度前期技能検定実施公告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定に基づき、令和7年度前期技能検定を次のとおり実施する。

令和7年3月3日

滋賀県知事 三日月 大 造

1級、2級、3級および単一等級の技能検定

1 実施する検定職種

- 1級および2級 園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、鋳造（鋳鉄鋳物鋳造作業および非鉄金属鋳物鋳造作業）、金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業および高周波・炎熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、心無し研削盤作業、ホブ盤作業およびマシニングセンタ作業）、非接触除去加工（数値制御形彫り放電加工作業、ワイヤ放電加工作業およびレーザー加工作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（製缶作業および構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業およびダクト板金作業）、工場板金（曲げ板金作業および打出し板金作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業および機械組立仕上げ作業）、切削工具研削（工作機械用切削工具研削作業）、ダイカスト（コールドチャンバダイカスト作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、印刷（オフセット印刷作業）、プラスチック成形（射出成形作業および真空成形作業）、強化プラスチック成形（手積み積層成形作業）、石材施工（石張り作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、タイル張り（タイル張り作業）、畳製作（畳製作作業）、防水施工（アクリルゴム系塗膜防水工事作業およびシーリング防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業および化粧フィルム工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、化学分析（化学分析作業）、表装（壁装作業）、塗装（建築塗装作業および金属塗装作業）およびフラワー装飾（フラワー装飾作業）
- 3級 園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業および高周波・炎熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業およびマシニングセンタ作業）、仕上げ（機械組立仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、建築大工（大工工事作業）およびフラワー装飾（フラワー装飾作業）
- 単一等級 産業洗浄（高压洗浄作業）

2 試験の方法 試験は、実技試験および学科試験によって行う。

3 技能検定の受検手数料、実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 受検手数料

(ア) 1級

検 定 職 種	手 数 料
婦 人 子 供 服 製 造	15,100円
そ の 他 の 職 種	18,200円

(イ) 2級

検 定 職 種	手 数 料
婦 人 子 供 服 製 造	15,100円
そ の 他 の 職 種	18,200円

(ウ) 3級

ア 学生等を除く受検者

検 定 職 種	手 数 料		
	一般	若年者	
		雇用保険 被保険者	雇用保険 被保険者でない者
機 械 検 査	15,100円	6,100円	10,600円
そ の 他 の 職 種	18,200円	9,200円	13,700円

カ 学生等

検 定 職 種	手 数 料		
	若年者でない者	若年者	
		雇用保険 被保険者	雇用保険 被保険者でない者
機 械 検 査	10,100円	2,900円	5,600円
そ の 他 の 職 種	12,200円	3,200円	7,700円

注1 (ウ)において「学生等」とは、公共職業能力開発施設、高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）等の生徒または学生をいう。

注2 (ウ)において「若年者」とは、令和7年4月1日現在において年齢23歳未満の者（出入国管理および難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の上欄に掲げる在留資格をもって本邦に在留する者を除く。）をいう。

(エ) 単一等級

検 定 職 種	手 数 料
産 業 洗 浄	18,200円

イ 実施期日 実技試験は、令和7年6月10日(火)から令和7年9月9日(火)までの間において、別途滋賀県職業能力開発協会が指定する日に行う。

ウ 実施場所 実技試験の実施場所は、技能検定受検申請書の受付後、別途滋賀県職業能力開発協会から通知する。

エ 問題の公表 実技試験の問題を令和7年6月3日(火)に滋賀県職業能力開発協会において公表する。
ただし、一部の検定職種については、問題の全部または一部を公表しない。

オ 受検手数料の支払手続については、受検案内および滋賀県職業能力開発協会のホームページに掲載される情報を確認すること。

(2) 学科試験

ア 受検手数料 3,100円

イ 実施期日

検 定 職 種	等 級	実 施 期 日
園芸装飾、造園、機械加工、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、建築大工およびフラワー装飾	3 級	令和7年7月13日(日)
造園、金属熱処理、金属プレス加工、プラスチック成形、とび、防水施工、化学分析および塗装	1級および 2 級	令和7年8月24日(日)
金属熱処理	3 級	
産業洗浄	単 一 等 級	令和7年8月31日(日)
機械加工、鉄工、ダイカスト、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子	1 級および	

供服製造、建具製作、印刷、左官、畳製作および内装仕上げ施工	2 級	
園芸装飾、鋳造、非接触除去加工、建築板金、工場板金、仕上げ、切削 工具研削、電気機器組立て、強化プラスチック成形、石材施工、タイル 張り、熱絶縁施工、表装およびフラワー装飾	1 級および 2 級	令和 7 年 9 月 7 日(日)

ウ 実施場所 学科試験の実施場所は、技能検定受検申請書の受付後、別途滋賀県職業能力開発協会から通知する。

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

イ 本人確認書類の写し（氏名および生年月日が確認できるものに限る。）

ウ 実技試験または学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先 滋賀県職業能力開発協会 〒520-0865 大津市南郷五丁目 2 番14号 電話 077-533-0850

(3) 受付期間 令和 7 年 4 月 7 日(月)から令和 7 年 4 月18日(金)まで（土曜日および日曜日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）とする。なお、郵送による場合は、令和 7 年 4 月18日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。

(4) 受検申請に関する注意

ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）の用紙および受検案内は、滋賀県職業能力開発協会のホームページに掲載する。なお、申請書の用紙の郵送を希望する場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書の上、返信用封筒（角形 2 号封筒）に宛先を記入し、1 部の場合は切手140円分を同封し、2 部以上の場合は問合せの上、滋賀県職業能力開発協会へ送付すること。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

5 手数料の納付方法 実技試験および学科試験の手数料は、申請書の提出と同時に納付すること。ただし、実技試験または学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合または試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

6 合格の発表等

(1) 技能検定合格者の発表 令和 7 年10月 1 日(水)に合格者の受検番号を滋賀県公報に掲載して行う。ただし、令和 7 年 7 月13日(日)に学科試験を実施した職種については、令和 7 年 8 月29日(金)に合格者の受検番号を滋賀県公報に掲載して行う。

なお、試験結果の開示を受けたい者は、次に定めるところにより開示を受けることができる。

ア 期間 令和 7 年10月 1 日(水)から令和 7 年11月 4 日(火)まで（土曜日、日曜日および祝日を除く。）。ただし、令和 7 年 7 月13日(日)に学科試験を実施した職種については、令和 7 年 8 月29日(金)から令和 7 年 9 月29日(月)まで（土曜日、日曜日および祝日を除く。）。

イ 時間 午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

ウ 場所 滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課 大津市京町四丁目 1 番 1 号 滋賀県庁東館 4 階

エ 持参するもの 令和 7 年度前期技能検定受検票および本人であることを証明する書類（運転免許証など）

オ 開示する内容 得点

カ その他 開示できる試験結果は、本人のものに限る。また、その他の方法による問合せには、一切応じない。

(2) 実技試験または学科試験の合格通知 実技試験または学科試験のいずれかに合格した者については、滋賀県職業能力開発協会が令和 7 年10月 1 日(水)に書面で通知する。ただし、令和 7 年 7 月13日(日)に学科試験を実施した職種については、令和 7 年 8 月29日(金)に書面で通知する。

(3) 技能検定合格証書等の交付 1 級および単一等級の技能検定合格者には厚生労働大臣名の、2 級および 3 級の技能検定合格者には滋賀県知事名の合格証書を交付するほか、技能検定合格者には厚生労働大臣から合格した等級の技能士章が交付される。

7 その他 技能検定について不明な点は、滋賀県職業能力開発協会（電話 077-533-0850）または滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課（電話 077-528-3755）に問い合わせること。

令和 7 年度技能検定（随時実施する 2 級、随時実施する 3 級および基礎級）実施公告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第 2 項の規定に基づき、令和 7 年度技能検定を次のとおり実施する。

令和7年3月3日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

随時実施する2級の技能検定（基礎級または基礎1級もしくは基礎2級の技能検定および当該検定職種に係る3級の実技試験に合格した者を対象とする2級（以下「随時2級」という。））、随時実施する3級の技能検定（基礎級または基礎1級もしくは基礎2級に合格した者を対象とする3級（以下「随時3級」という。））ならびに外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第2条第1項に規定する技能実習生を対象とする基礎級

1 実施する検定職種

- (1) 随時2級および随時3級 鋳造（鋳鉄鋳物鋳造作業および非鉄金属鋳物鋳造作業）、鍛造（ハンマ型鍛造作業およびプレス型鍛造作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業およびマシニングセンタ作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業およびダクト板金作業）、工場板金（機械板金作業）、めっき（電気めっき作業および溶融亜鉛めっき作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業および機械組立仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、ダイカスト（コールドチャンパダイカスト作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業および回転電機巻線製作作業）、プリント配線板製造（プリント配線板設計作業およびプリント配線板製造作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、染色（糸浸染作業および織物・ニット浸染作業）、ニット製品製造（丸編みニット製造作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）、紳士服製造（紳士既製服製造作業）、寝具製作（寝具製作作業）、帆布製品製造（帆布製品製造作業）、布はく縫製（ワイシャツ製造作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、紙器・段ボール箱製造（印刷箱打抜き作業、印刷箱製箱作業、貼箱製造作業および段ボール箱製造作業）、印刷（オフセット印刷作業）、製本（製本作業）、プラスチック成形（圧縮成形作業、射出成形作業、インフレーション成形作業およびブロー成形作業）、強化プラスチック成形（手積み積層成形作業）、石材施工（石材加工作業および石張り作業）、パン製造（パン製造作業）、ハム・ソーセージ・ベーコン製造（ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業）、水産練り製品製造（かまぼこ製品製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、築炉（築炉作業）、タイル張り（タイル張り作業）、配管（建築配管作業およびプラント配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（シーリング防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業およびボード仕上げ工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、表装（壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業および噴霧塗装作業）および工業包装（工業包装作業）
- (2) 基礎級 さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、築炉、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装および工業包装

2 試験の方法 試験は、実技試験および学科試験によって行う。

3 技能検定試験の受検手数料、実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 受検手数料 実技試験の手数料の額は、次のとおりとする。

随時2級、随時3級および基礎級

検 定 職 種	手 数 料
機 械 検 査	15,100円
婦 人 子 供 服 製 造	15,100円
そ の 他 の 職 種	18,200円

イ 実施期日 実技試験は、令和7年4月1日(火)から令和8年3月31日(火)までの間において、別途滋賀県職業能力開発協会が指定する日に行う。

ウ 実施場所 実技試験の実施場所は、技能検定受検申請書の受付後、別途滋賀県職業能力開発協会から通知する。

エ 問題の公表 実技試験問題は、あらかじめ滋賀県職業能力開発協会において公表する。ただし、一部の検定職種については、問題の全部または一部を公表しない。

(2) 学科試験

ア 手数料 3,100円

イ 実施期日 学科試験は、令和7年4月1日(火)から令和8年3月31日(火)までの間において、別途滋賀県職業能力開発協会が指定する日に行う。

ウ 実施場所 学科試験の実施場所は、技能検定受検申請書の受付後、別途滋賀県職業能力開発協会から通知する。

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

イ 本人確認書類の写し(氏名および生年月日が確認できるものに限る。)

ウ 実技試験または学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先 滋賀県職業能力開発協会 〒520-0865 大津市南郷五丁目2番14号 電話 077-533-0850

(3) 受付期間 随時受け付ける。

(4) 受検申請に関する注意

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)の用紙および受検案内は、滋賀県職業能力開発協会のホームページに掲載する。なお、申請書の用紙の郵送を希望する場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書の上、返信用封筒(角形2号封筒)に宛先を記入し、1部の場合は切手140円分を同封し、2部以上の場合は問合せの上、滋賀県職業能力開発協会へ送付すること。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

5 手数料の納付方法 実技試験および学科試験の手数料は、申請書の提出と同時に納付すること。ただし、実技試験または学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合または試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

6 合格の発表等

(1) 実技試験または学科試験の合格通知 実技試験または学科試験のいずれかに合格した者については、滋賀県職業能力開発協会が書面で通知する。

(2) 技能検定合格証書の交付 随時2級、随時3級および基礎級の技能検定合格者には、滋賀県知事名の合格証書を交付するほか、随時2級および随時3級の技能検定の合格者には、厚生労働大臣から合格した等級の技能士章が交付される。

7 その他 技能検定について不明な点は、滋賀県職業能力開発協会(電話 077-533-0850)または滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課(電話 077-528-3755)に問い合わせること。

